

## 政策 I-1-(2)-⑤

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	金融機能強化法の適切な運用
16年度重点施策	金融機能強化法に係る政令・府令等の整備及び適切な運用
参考指標	政令・府令等の整備状況、金融機関等への資本参加の状況、経営機能強化計画の履行状況の公表・フォローアップ等の状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

地域経済の活性化等が重要となっている中で、我が国における金融が十分な安心感をもって円滑に行われるためには、金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となっています。

金融機能強化法に基づく公的資金制度は、合併等をはじめとする経営改革を行い、地域において健全な金融機能を発揮し得る金融機関に対して、国が資本参加するものです。

平成16年度においては、法施行に伴い、経営強化計画の内容の詳細、国の資本参加に当たっての審査基準の詳細等必要な事項を定めた政令・府令等を整備するとともに、資本参加についての申請を受けた場合に適切な対応を図ることとしました。

### 4. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢については、企業収益が改善し、設備投資が緩やかに増加するなど、景気は、弱さを脱する動きが見られ、緩やかに回復しています。企業の業況判断については慎重さがみられるものの、先行きについては、企業部門の好調さが持続する中で、家計部門も改善しており、景気回復は底堅く推移することが見込まれるといった状況です。こうした明るい兆しを地域経済や中小企業にも浸透させ、持続的な経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。こうした課題に対応するためには、地域経済の活性化等に向けた改革の取組みを着実に推進するとともに、資金

供給の担い手として民間の経済活動を支える金融機関が一層リスク対応能力を高め、我が国における金融が十分な安心感をもって円滑に行われるよう、その環境整備に万全を尽くしていくことが重要となっています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の施行に伴い、経営強化計画の内容の詳細、国の資本参加に当たっての審査基準の詳細等必要な事項を定めた「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令」や「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」等を整備しました。(平成 16 年 7 月公布、同年 8 月施行)

#### ② 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正等

16 年 7 月に、法令の内容を踏まえ、同法に基づき資本参加を行う場合の運用上の留意事項を規定し公表を行いました<sup>※1</sup>。

#### ③ 「金融機能強化審査会」の開催等

同法に基づき設置された「金融機能強化審査会」の第一回会合を、16 年 8 月に開催し、会長の互選、運営規程の決定等が行われました。

### (2) 評価

金融機能強化法に基づく公的資本参加に係る主要な事項については、法律及び政府令において明確化しました。また、これらを受けて、当局職員が実際の運用を行うに当たっての対応を明確化し、法令の円滑な執行を確保するため、監督指針に運用上の留意事項を規定しました。さらに、本制度の運用に当たり重要な機能を果たす金融機能強化審査会が設置されました。

本制度においては、株式等の引受け等に関する申込みがあった場合には、「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を盛り込んだ経営強化計画の提出を求めた上で、地域における金融の円滑化等が見込まれるかどうか厳正に審査することとされているとともに、株式等の引受け等を行った場合には、同計画の履行状況をフォローアップすることとされており、こうした取組みにより、地域における金融の円滑化や中小企業の再生が図られるものと考えています。上記の対応により、本制度を実際に運用するための枠組みは整ったものと考えています。

---

※1 <http://www.fsa.go.jp/news/news.html>

なお、16 事務年度は、株式等の引受け等に関する申込みはありませんでした。

## 6. 今後の課題

株式等の引受け等に関する申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、資本参加が決定された場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていく必要があります。

このため、平成 18 年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果（制度整備等）が上がっており、今後もこれまでの取組み（申込みがあった場合は、法令等に基づき適切な対応）を進めていく必要があります。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機能強化法政令・府令案の概要
- ・ 金融機能強化法に係る監督指針改正の概要について

## 10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第 1 課、監督局銀行第 2 課、総務企画局企画課信用機構企画室